

## 公益財団法人大阪府保健医療財団 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

目標1：子を産み育てる職員が安心して育児休業が取得できるよう、労働基準法に基づく産前産後休暇や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や産休中、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度に関する調査を行うとともに、職員に情報提供を行う内容の検討
- 令和2年6月～ 育児休業給付金、出産手当・一時金や社会保険料免除など制度を一覧表にし、職員に配布

目標2：各施設管理職へ両立支援制度についての研修を実施する。

#### <対策>

- 令和2年4月～ 研修内容の検討
- 令和2年6月～ 定例の事務長会議等を通じて管理職へ両立支援についての研修を実施